

平成22年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
平成22年9月14日（火）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成22年9月14日 午後 0時58分				日高直幸	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成22年9月14日 午後 1時24分				日高直幸	
出席及び 欠席議員		氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	出席 13人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 0人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 員	5番	武谷保正		6番	岡崎邦博	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出 欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成22年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月14日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第56号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第57号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第58号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第71号 鞍手町道路線の認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第72号 鞍手町道路線の認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第73号 鞍手町道路線の認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第53号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第54号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第55号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度
固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事
(第33工区) 請負契約の締結
(総務文教委員長報告)

- 日程第13 議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事
(第3 4工区) 請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 陳情第2号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 陳情第4号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第16 陳情第6号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と
国土交通省の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第17 陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 閉会中の継続事件

平成22年9月14日（第4日）

開議 12時58分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第56号から日程第6 議案第73号までの6件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。

議案第57号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第2号。

議案第58号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に議案第71号 鞍手町道路線の認定。

議案第72号 鞍手町道路線の認定。

議案第73号 鞍手町道路線の認定。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第57号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第71号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第72号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第73号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第57号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第58号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第71号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第72号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第73号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第7 議案第52号から日程第13 議案第75号までの7件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定。

議案第53号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例。

議案第54号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第55号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第3号。

議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度固定資産税の課税免除。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第33工区)請負契約の締結。

議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第34工区）請負契約の締結。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第52号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第53号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第54号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第55号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第70号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第74号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第75号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第52号について討論はありませんか。

香原議員。

○3番 香原 暹君

私は議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定に賛成の立場で討論を行います。平成22年4月の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、本町は人口要件、財政力要件の双方の基準を超え、過疎地域に指定されることとなりました。

鞍手町が過疎地域に指定されたことは、決して喜ばしいことではありませんが、しかし、同法第1条に、その目的として「この法律は人口の著しい減少にともなって地域社会におけ

る活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別処置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする」とあるようにこの制度を本当に生かして計画を着実に実施するならば、過疎地域に指定されたことは決して悲観すべきことではなく、むしろ鞍手町再生の又とないチャンスであると思うのであります。

とは申しましても、過疎地域指定から半年足らずで、性急に立案することになった点は重々承知の上で、敢えて苦言を呈するならば、この計画は総合計画の焼き直しであり、大変網羅的で、具体性に欠けていると言わざるを得ないものであります。

この議案の審査を付託された総務文教委員会でも、多くの委員より、せっかくの過疎法であるので、これを町の再生に向けて積極的な取り組みを行うべきではないかという意見が出されましたが、私もその通りだと思います。

まさにこの法律の目的である住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正という目的を達成するために、具体的な効果のある事業を積極的に展開していくように望むものであります。そのことを申し上げ、この計画案に対して賛成するものであります。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第53号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第54号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第55号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第33工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長の報告のとおり同意されました。

次に議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第34工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長の報告のとおり同意されました。

次に進みます。

次に日程第14 陳情第2号から日程第16 陳情第6号までの3件を一括して議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情。

陳情第4号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情。

本委員会は6月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、何れも不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

次に陳情第6号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と、国土交通省の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情。

本委員会は9月1日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に陳情第4号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に陳情第6号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に陳情第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に陳情第 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第 2 号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第 2 号を採決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

挙手少数です。よって陳情第 2 号は不採択とすることに決定しました。

次に陳情第 4 号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第 4 号を採決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

挙手少数です。よって陳情第 4 号は不採択とすることに決定しました。

次に陳情第 6 号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と、国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第 6 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第 6 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に進みます。

日程第 17 陳情第 1 号を議題とします。

本陳情は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情。

本委員会は 6 月 2 日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第 9 4 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第 1 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第1号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

挙手少数です。よって陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に日程第18 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

これより継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 武 谷 保 正

議員 岡 崎 邦 博